定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

平成二十七年二月二十三日

千葉県船橋市市場三丁目一四番二三号

石井水産株式会社

代表取締役　石井　和寿

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年三月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年二月二十三日

東京都千代田区東神田二丁目四番五号

株式会社イスコ

代表取締役　坂　繁樹

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年三月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年二月二十三日

東京都渋谷区恵比寿南一丁目一一番二号

スイート・ベイジル株式会社

代表取締役　尼崎　勝司

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である大間知裕史が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年二月二十三日

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷三丁目六番二号

株式会社Kobayashi Consulting Firm

日本における代表者　大間知裕史

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である白根妙子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年二月二十三日

東京都港区南麻布四丁目一一番二二号

CATH KIDSTON LIMITED

日本における代表者　白根　妙子

限定承認公告

本籍山形県西置賜郡小国町大字越中里三三八番地、最後の住所山形県西置賜郡小国町大字岩井沢五六三番地一

被相続人　亡　高野　三郎

右被相続人は平成二十六年十月二十一日死亡し、その相続人は平成二十七年一月二十八日山形家庭裁判所長井出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十三日

山形県西置賜郡小国町大字兵庫舘一丁目一番地三

限定承認者　高野　信

限定承認公告

本籍岐阜県瑞浪市明世町山野内二八番地、最後の住所岐阜県瑞浪市明世町山野内二八番地の二

被相続人　亡　髙木さとゑ

右被相続人は平成二十六年十一月三日死亡し、その相続人は平成二十七年二月十二日岐阜家庭裁判所多治見支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十三日

岐阜県多治見市旭ケ丘八丁目二九番地一九七

相続財産管理人　奥村ゆみ子

限定承認公告

本籍福岡県北九州市門司区広石一丁目六七八番、最後の住所福岡県北九州市門司区奥田二丁目四番五号

被相続人　亡　阿佐　豊繁

右被相続人は平成二十五年十一月十一日死亡し、その相続人は平成二十七年二月九日福岡家庭裁判所小倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十三日

大阪府東大阪市善根寺町四丁目二番三〇号

限定承認者　岡本　敏秋

限定承認公告

本籍兵庫県西宮市甲子園一番町三番、最後の住所兵庫県西宮市甲子園一番町三番一六号

被相続人　亡　宮口　忠義

右被相続人は平成二十六年十一月十四日死亡し、その相続人は平成二十七年二月十二日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に代理人あてに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十三日

兵庫県西宮市甲風園一丁目八番一号　弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所

限定承認者宮口純一

代理人弁護士　塩川　茂

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年三月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年二月二十三日

宮城県仙台市青葉区本町二―三―一〇

株式会社アージュ

代表取締役　坂上　斎

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年三月二十四日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年二月二十三日

名古屋市中区新栄二丁目二番一号イノフィス三階

株式会社名古屋エステイト社

代表取締役社長　加藤　剛司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金を金五億五千万円減少し金百八十九億二千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

平成二十七年二月二十三日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号アース・タックス税理士法人内

ホワイトベース特定目的会社

取締役　中村　武

新規信託分割の公告

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、平成二十七年三月三十日付で左記一の信託を新規信託分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

東京都港区虎ノ門一丁目二番六号

チェリーリーシング株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（二）信託の年月日及び契約名称

平成二十二年四月三十日付不動産管理処分信託契約書（渋谷桜丘スクエア）（その後の変更を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、分割が効力を生ずる日以後の従前の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

不動産信託部

電話番号　〇三―六二五六―一三〇三

平成二十七年二月二十三日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

支配人　坪川　昇司

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月二十三日付第三八号六　四ページ●同日付政府調達第三四号五六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）